

(意見書案第14号)

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書

近年、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が顕在化している。2100年には(18世紀の産業革命以前と比較して)6.4℃気温が上がり、88cm海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることは明らかである。

こうした環境問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催される。「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論を待たない。

よって、政府においては、サミットの象徴として、開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と定め、国民が地球温暖化防止のために、CO₂の削減など、具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及、促進を図るよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と宣言し、CO₂削減に向けた実効性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、その普及、促進に努めること。
- 2 当日はCO₂削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定期間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。
- 3 クールビズやウォームビズについては認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。
- 4 「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること。
- 5 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット(温室効果ガスの相殺)については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

内閣総理大臣
環境大臣 } 宛